

〔災害復旧貸付の概要〕

(参考資料)

【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

【金利】

中小企業金融公庫 基準金利（平成20年3月3日現在、2.15%）
国民生活金融公庫 基準金利（同、2.20%）
商工組合中央金庫 所定の利率（同、2.15%）

【貸付限度額】

別枠で、

中小企業金融公庫 1.5億円
国民生活金融公庫 3千万円
商工組合中央金庫 必要に応じ一般枠を超える額

(参考)

一般貸付の貸付限度額（直接貸付）
（中公）4.8億円
（国金）4千8百万円
（商工）組合 200億円 組合員 20億円

【貸付期間】

中小企業金融公庫 設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）
国民生活金融公庫 設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）
商工組合中央金庫 設備資金 20年以内（据置3年以内）
運転資金 10年以内（据置3年以内）

+

一般貸付の貸付期間（直接貸付）
（中公）設備資金10年以内（据置1年以内）
運転資金 5年以内（据置1年以内）
（国金）設備資金10年以内（据置2年以内）
運転資金 5年以内（据置6ヶ月以内）
（商工）設備資金15年以内（据置2年以内）
運転資金10年以内（据置2年以内）

【担保特例】

中小企業金融公庫

- ・1億2千万円を上限として、貸付額の75%まで担保免除特例あり。（担保免除部分について、金利上乗せなし。）
- ・一定の条件を満たす場合、8千万円を上限として、無担保特例あり。（無担保部分について、金利上乗せあり。）
- ・激甚災害等の場合は、さらに3千万円を上限として、無担保特例あり。（金利上乗せなし。）

国民生活金融公庫

直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

商工組合中央金庫

8千万円を上限として、貸付額の50%（激甚災害等の場合は75%、また激甚災害等で特に被害の著しい者は貸付額の75%又は3千万円のいずれか多い金額）まで担保免除特例あり。